

平成 26 年度地域コミュニティ活性化関連の主な充実事業等（予定）

※取組名の（ ）は、「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」に掲げる「具体的な方針」を数字で示しています。

取組名	概要	充実内容	局・区
真のワーク・ライフ・バランス推進事業 （方針 2-①）	「地域社会への貢献」や「健康で文化的な生活の実現」をも含めた真のワーク・ライフ・バランスを推進する方策を検討し、オール京都市役所の体制で実施する。	これまでの取組に加え、相談コーナーや情報掲示板等の機能を有する WEB を本格稼働させ、「真のワーク・ライフ・バランス」コーディネート事業を実施する。併せて、平成 26 年度から、NPO 法人等が実施する婚活イベント等に対し補助を行うなど婚活支援事業を拡充する。	各局、 区役所・支所
京都市総合防災訓練 （方針 1-③）	年に 1 回京都市内に大規模な地震が発生したことを想定し、市民や防災関係機関が参加した総合的な防災訓練（避難、消火、救出・救護、ライフライン復旧訓練等）を実施する。	文化財が多く点在する東山区で、観光地の特性を生かした観光客等の帰宅困難者対策の内容を取り入れたリアルな訓練を実施予定	行財政局
京都市避難所運営マニュアルの作成 （方針 1-③）	防災危機管理室が区役所と連携し、避難所運営マニュアル雛形及び手引書を作成する。このマニュアルをもとに地域の計画を作成し、発災時には、地域住民が相互に協力する中で「地域力」を発揮され、住民全体の避難所運営が行えるようにする。	避難所ごとの避難所運営マニュアルの策定（26 年度までに完了）	行財政局
留学生が活躍するまちづくりの推進 （方針 1-①）	1 人でも多くの留学生に学んでいただくため、海外での誘致活動から、留学中における各種交流事業での市民との交流の促進、快適に暮らすための支援等総合的な留学生施策を実施する。	留学生と地域コミュニティとの交流会を実施予定。	総合企画局
安心・安全な学生生活を送るためのハンドブックの作成 （方針 2-①）	京都の大学で学ぶ学生を対象に、安心・安全に関する幅広い情報を掲載したハンドブックを、京都府警察などと連携して作成する。この中で、安心安全に係る地域活動も紹介し、参加を促す。	（平成 26 年度新規）	総合企画局
輝く学生応援プロジェクトの推進 （方針 5-②）	学生と地域との交流を図るため、地域の行事と学生のサークルとをコーディネートする「むすぶネット」などのプログラムを実施する。また、京都のまちの活性化につながる活動や社会に貢献する活動に対する資金の支援を行う。	個人単位でも社会貢献活動に参加できるようなマッチングと活動を通じた学生の成長をサポートする事業を開始する	総合企画局

<p>地域における多文化交流の推進 (方針1-①)</p>	<p>自治会・町内会等と、言葉や文化・習慣等が異なる外国籍の方との交流を支援し、外国籍の方が地域の一員としてともにまちづくりに参加できる多文化交流を推進する。</p>	<p>多文化共生社会の推進のため、「留学生地域フォーラム」(案)を実施予定。</p>	<p>総合企画局、文化市民局、区役所・支所</p>
<p>交通事故防止・交通安全啓発運動 (方針1-②)</p>	<p>各区交通対策協議会等への補助金の交付、物品の支給等を通じ、地域における自主的な交通事故防止・交通安全啓発運動を支援している。</p>	<p>京都市交通安全基本条例の推進及び京都市自転車安心安全条例の充実のため、自転車講習や運転免許の自主返納支援等を実施する。</p>	<p>文化市民局、区役所・支所</p>
<p>「たばこマナー向上活動団体」制度等のマナー啓発の推進 (方針3-①)</p>	<p>平成24年度から行っている市民や事業者等による喫煙マナーの向上を図るための自主的な活動を支援する「たばこマナー向上活動団体」制度のモデル実施を踏まえ、平成26年から本格実施を行う。 さらに、この制度を活用し、路上でのマナー(違法駐車、自転車マナー、「歩きスマホ」など)の啓発への支援も併せて行うことにより、団体の実情に応じた効果的な啓発活動を可能とする。</p>	<p>平成26年度から新たに、路上でのマナー(違法駐車、自転車マナー、「歩きスマホ」など)の啓発への支援も併せて行う。</p>	<p>文化市民局</p>
<p>京都マラソン (方針4-②)</p>	<p>京都マラソンの開催に当たり、沿道盛り上げやボランティアの参加等、地域に協力を求めていく。</p>	<p>「京都マラソン2015」においては、京都マラソンを、スポーツをする人、見る人、支える人にとって、より一層魅力的な大会とするため、河原町通や丸太町通などの「まちなか」や京都府立植物園を取り入れるなどのコース変更を行う。</p>	<p>文化市民局</p>
<p>～地域で気づき・つながり・支える～認知症総合支援事業 (方針1-②)</p>	<p>地域の医療機関と連携し、専門的な認知症医療の関わりが必要なモデル事業の実施により、「認知症対策」をキーワードに地域での医療と介護の連携の一層の推進を図る。また、認知症の状態に応じた適切な医療と介護サービス提供の流れをわかりやすく示した「京都市版認知症ケアパス」(仮称)を作成し、地域ぐるみで認知症の人やその家族を支える取組を推進する。さらに、若年性認知症対策についても、障害保健福祉施策と連携し、支援体制の構築について具体的な取組を検討する。</p>	<p>・京都地域包括ケア推進機構作成の京都市認知症ケアパスの標準仕様の改編等により、京都市で統一の「認知症ケアパス」の作成に向けた検討を行う。 ・「認知症対応 地域支援推進モデル事業」について、25年度に実施した「企画提案型」に加え、「取組指定型」での募集を行う。</p>	<p>保健福祉局</p>
<p>「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践推進 (方針2-③)</p>	<p>子どもを健やかで心豊かに育む社会をめざす「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念が市民生活の隅々まで浸透し、社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がっていくよう、市民ぐるみ・地域ぐるみで取組を展開する。</p>	<p>推進協議会答申を踏まえた取組の推進及び憲章の愛称及びロゴマークを活用した普及啓発を実施</p>	<p>保健福祉局、教育委員会</p>

<p>歴史都市京都における密集市街地等に関する対策の推進 (方針1-③)</p>	<p>「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」に基づき、京都らしさをいかしつつ、市民が安心・安全に住み続けられる災害に強いまちの実現に向けて、地域と行政の連携のもと、密集市街地や細街路の安全性向上等を目的とした防災まちづくりに取り組む。</p>	<p>既に防災まちづくりに取り組んでいる地区に加え、新たに2地区で取組に着手する。また、密集市街地の安全性の向上を図るため、老朽化した木造建築物の除却、地域住民等が共同して利用管理する広場等の整備、避難経路等に面する危険ブロック塀等の改善に対する助成事業を創設する。</p>	<p>都市計画局</p>
<p>まちづくりに係る調査・企画・支援事業 (方針3-①)</p>	<p>まちづくり・市街地整備に係る情報収集、調査・企画、連絡・調整を行う。また、地域住民、事業者及びまちづくりの活動団体等が取り組むまちづくりに関して、相談、情報提供及び支援を行う。</p>	<p>地区計画策定の機運が高まった地域が増加したため、これらの地域において地区計画策定支援を行う。</p>	<p>都市計画局</p>
<p>地域と連携した京都ならではの空き家活用の推進 (方針3-①)</p>	<p>地域と不動産事業者等の専門家が連携して、空き家の掘り起こしや地域の魅力、すまい方の発信により、空き家の流通と地域の活性化を促進する。また、平成26年4月施行の「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、空き家の活用をはじめ、予防や適正管理等の空き家対策を総合的に推進する。</p>	<p>地域連携型空き家流通促進事業の拡充や条例施行に伴い各種支援制度の創設等を行う。</p>	<p>都市計画局</p>
<p>団地内外との交流やコミュニティの活性化に資する機能の充実 (方針4-①)</p>	<p>市営住宅の土地・建物を地域のまちづくり資産として位置付け、敷地、空き住戸又は集会所等の既存施設を活用し、地域の様々な活動拠点を導入することにより、地域コミュニティの活性化を図っていく。 なお、市営住宅ストック総合活用計画(住宅マスタープランの下位計画)に基づく団地再生検討団地については、団地再生計画を策定する中で、コミュニティの活性化について検討を行っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業等の機能導入に向け、関係局等と連携し取り組んでいく。 ・楽只市営住宅において、空き店舗等を活用した賑わい創出事業や、空き住戸を活用した学生シェアハウス事業を行い、高齢者と学生の世代間交流や自治会活動の活性化を図る。 	<p>都市計画局</p>
<p>区民提案型支援事業 (方針4-②)</p>	<p>各区基本計画に掲げる区のビジョンの実現に向けて、区民が自発的、自主的に企画、運営する事業を募集し、審議会の選考を経て採択し、経費の一部を補助する。</p>	<p>各区の支援事業の充実</p>	<p>区役所・支所</p>
<p>災害用備蓄飲料水「京の水道 疏水物語」の普及啓発 (方針1-③)</p>	<p>災害用備蓄飲料水「京の水道 疏水物語」は、災害時に備えた家庭や地域での飲料水の備蓄、災害用備蓄飲料水の啓発及び安価で環境にやさしく、安全・安心でおいしい世界最高水準の京都市の水道水のPRを目的に製造し、普及啓発を行っている。</p>	<p>上下水道局分8万本及び行財政局防災危機管理室購入分14万7千本を製造予定。また、災害用備蓄飲料水「京の水道 疏水物語」の普及啓発を目的としたチラシを製作を予定している。</p>	<p>上下水道局</p>

<p>子ども向けホームページ「ようこそ！京都市上下水道局キッズページへ」 (方針1-③)</p>	<p>子ども向けに水道・下水道施設の仕組み、役割などを分かりやすく紹介することを通じて、家族や地域における防災意識の高揚を図っている。</p>	<p>新たに上下水道局としての環境教育プログラムのサイトを設ける。</p>	<p>上下水道局</p>
<p>放課後まなび教室 (方針2-③)</p>	<p>学校施設を活用し、地域や保護者、学生等の参画を得ながら、放課後の子どもたちに、学習の習慣づけを図る「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」を提供する。</p>	<p>全校区で実施（166校区）</p>	<p>教育委員会</p>
<p>「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践推進（再掲） (方針2-③)</p>	<p>子どもを健やかで心豊かに育む社会をめざす「子どもを共に育む京都市民憲章」の理念が市民生活の隅々まで浸透し、社会のあらゆる場で実践行動の輪が広がっていくよう、市民ぐるみ・地域ぐるみで取組を展開する。</p>	<p>推進協議会答申を踏まえた取組の推進及び憲章の愛称及びロゴマークを活用した普及啓発を実施</p>	<p>保健福祉局、教育委員会</p>